

令和 6 年 2 月 1 9 日

○条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

育児休業をする会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に係る所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

育児休業をする会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するための所要の規定の整備を行うこととする。（第7条関係）

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 号

小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年小田原市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正され、戸籍法及び消防法に基づく事務に係る標準手数料の設定等が行われることに伴い、本市の手数料についてこれに応じた措置を講ずるとともに、建築基準法に基づく事務に係る手数料を定める等のため改正する。

[内 容]

1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定（第2条関係）

戸籍法が一部改正され、戸籍証明書が本籍地以外で請求できることとなること等に伴い、戸籍法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 本籍地以外での戸籍証明書の交付 450円
- (2) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 400円
- (3) 本籍地以外での除籍証明書の交付 750円
- (4) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 700円
- (5) 電子化された届書等情報の内容の証明書の交付 350円
- (6) 電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧 350円

2 消防法に基づく事務に係る手数料の引上げ（第4条関係）

消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に関する事務に係る手数料の額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
貯蔵最大数量 1,000kℓ以上 5,000kℓ未満	1,450,000円	1,180,000円
貯蔵最大数量 5,000kℓ以上 10,000kℓ未満	1,720,000円	1,410,000円
貯蔵最大数量 10,000kℓ以上 50,000kℓ未満	1,920,000円	1,590,000円

貯蔵最大数量 50,000kℓ以上 100,000kℓ未満	2,360,000円	1,950,000円
貯蔵最大数量 100,000kℓ以上 200,000kℓ未満	2,740,000円	2,270,000円
貯蔵最大数量 200,000kℓ以上 300,000kℓ未満	5,640,000円	4,550,000円
貯蔵最大数量 300,000kℓ以上 400,000kℓ未満	7,240,000円	5,820,000円
貯蔵最大数量 400,000kℓ以上	8,790,000円	7,070,000円

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備（第6条、第20条及び第23条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が次のように改められることに伴い、同法及びこれに基づく国土交通省令を引用する規定を整備することとする。

改正後	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

4 建築基準法に基づく事務に係る手数料の設定（第9条関係）

建築基準法に基づく事務に係る手数料を次のように定めることとする。

- (1) 建築物の敷地に係る接道要件を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円
- (2) 道路内の建築制限を適用除外とされる既存不適格建築物の大規模修繕等に関する特例の認定に係る審査手数料 27,000円

[適用]

1 戸籍法に基づく事務に係る手数料の設定

令和6年3月1日

2 上記以外

令和6年4月1日

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 5 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
目次中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第 6 号中「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「1 件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 7 0 0 円
第 2 条第 3 号中「第 1 2 0 条第 1 項」の次に「、第 1 2 0 条の 2 第 1 項」を加え、

「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。第4条において「総務省令」という。）第1条の2に定めるものに限る。以下この号及び第6号において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第4条第3号エ中「地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号。以下この号及び第6号において「総務省令」という。）第1条の2」を「総務省令第1条の3」に、「第1条の3」を「第1条の4」に改め、同号オ(ア)中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に改め、同号オ(イ)中「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に改め、同号オ(ウ)中「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に改め、同号オ(エ)中「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に改め、同号オ(オ)中「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に改め、同号オ(カ)中「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に改め、同号オ(キ)中「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に改め、同号オ(ク)中「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

第6条第1項第3号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第9条第61号中「(昭和25年政令第338号)」を削り、「1件につき27,000円」を「27,000円」に改め、同号を同条第63号とし、同条第60号の次に次の2号を加える。

(61) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

(62) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替に関する特例の認定の申請に対する審査 27,000円

第20条第1項第1号ウ(ア)及び第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第15章の章名を次のように改める。

第15章 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料

第23条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号から第8号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第9号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条第3号エの改正規定は、同年3月1日から施行する。

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

児童福祉法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

1 児童福祉法の一部改正に伴う規定の整備（第3条関係）

(1) 通園施設の事業内容の整備

児童福祉法が一部改正され、医療型児童発達支援の定義が児童発達支援に統合されることに伴い、つくしんぼ教室においては、従来の福祉型の児童発達支援を行うものであることを明確にするための規定の整備を行うこととする。

(2) その他

児童福祉法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 6 号

小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

小田原市障害児通園施設条例（平成 1 5 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「規定する」の次に「内閣府令で定める便宜の供与に係る」を加え、同条第 2 項中「第 6 条の 2 の 2 第 6 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 5 項」に改める。

第 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市立病院における放射線科の診断及び治療の専門分野をそれぞれ診療科目として明示するため改正する。

[内 容]

市立病院の診療科目を次のように変更することとする。(第4条関係)

改 正 後	改 正 前
放射線診断科 放射線治療科	放射線科

[適 用]

令和 6 年 4 月 1 日

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 7 号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年小田原市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 2 3 号を次のように改める。

(23) 放射線診断科

第 4 条第 3 項中第 2 6 号を第 2 7 号とし、第 2 5 号を第 2 6 号とし、第 2 4 号を第 2 5 号とし、第 2 3 号の次に次の 1 号を加える。

(24) 放射線治療科

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正され、補償基礎額が引き上げられることに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 消防作業従事者等の補償基礎額の引上げ（第5条関係）

消防作業従事者等の補償基礎額を9,100円（現行は、8,900円）に引き上げることとする。

2 非常勤消防団員の補償基礎額の引上げ（別表関係）

非常勤消防団員の補償基礎額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円 (12,440)	13,350円 (13,320)	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円 (10,670)	11,650円 (11,550)	12,500円 (12,440)
部長、班長及び団員	9,100円 (8,900)	9,950円 (9,790)	10,800円 (10,670)

[適 用]

令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 2 月 29 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 8 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

小田原市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年小田原市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 900 円」を「9, 100 円」に改める。

別表中

円	円	円
12, 440	13, 320	14, 200
10, 670	11, 550	12, 440
8, 900	9, 790	10, 670

を

円	円	円
12, 500	13, 350	14, 200
10, 800	11, 650	12, 500
9, 100	9, 950	10, 800

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。